

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 23 日

一般社団法人 全国栄養士養成施設協会 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
健 康 課

大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育の推進及び
アレルギー相談員養成研修会等の周知について（依頼）

標記について、別添のとおり都道府県衛生主管部（局）宛て通知したので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知をお願いする。

<照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・塚本・中神

電話（代表）03-5253-1111(内)2291、2359

厚生労働省健康局健康課栄養指導室

塩澤・森川

電話（代表）03-5253-1111(内)2333、2972

事務連絡
令和4年3月23日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
健康課

大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育の推進及び
アレルギー相談員養成研修会等の周知について（依頼）

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）（以下「基本指針」という。）を別紙のとおり改正し、通知しました。

改正後の基本指針第3（1）においては、「国民がその居住する地域や年代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上に資する施策を通じ、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図る」こととされました。

一般社団法人日本アレルギー学会は、アレルギー疾患を有する者及びその家族と接する機会の多い医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士等の医療・福祉・教育・行政関係施設等の従事者を対象としてアレルギー疾患に関する専門的な情報の提供を行う「アレルギー相談員養成研修会」を定期的を開催しております。

また、日本アレルギー学会は、アレルギー疾患に関する正しい情報を提供するためのウェブサイト「アレルギーポータル」を開設しており、アレルギー疾患の症状や治療等に関する情報や関係省庁・学会等が発行する冊子等のコンテンツの充実に継続して取り組んでいます。

都道府県におかれましても、改正後の基本指針の趣旨を御了知の上、アレルギー疾患に関する管内関係者の知識の普及及び技能の向上につきまして引き続き御協力をいただくとともに、管内の管理栄養士養成施設及び栄養士養成施設に対する周知方よろしくお願いいたします。

○（参考）2021年度 アレルギー相談員養成研修会 開催案内

※下記URLで、2022年度に開催される研修会について情報提供がされる予定です。

（一般社団法人日本アレルギー学会 ウェブサイト）

https://www.jsaweb.jp/modules/news_topics/index.php?content_id=586

○アレルギーポータル

<https://allergyportal.jp/>

○アレルギーポータル パンフレット

https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/ap_leaflet.pdf

<照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・塚本・中神

電話（代表）03-5253-1111(内)2291、2359

厚生労働省健康局健康課栄養指導室

塩澤・森川

電話（代表）03-5253-1111(内)2333、2972

(参考) 関係法令

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第 11 条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第 3（1）

国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上に資する施策を通じ、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

第 3（2）

イ 国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るため関係学会等と検討を行い、その検討結果に基づき教育を推進する。

ウ 国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識の普及及び技能の向上を図るため、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

健発0314第2号
令和4年3月14日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について
(通知)

アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号。以下「法」という。）第11条第1項に基づき策定された、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）については、同条第6項において、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

これを踏まえ、本日、アレルギー疾患対策基本指針の一部を下記の通り改正し、告示の日（令和4年3月14日）から適用することとしたので、内容について御了知の上、法第5条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、地域の実情に基づき、管内市区町村、医療関係者、アレルギー疾患患者等及びその他の関係者と連携のうえ、より一層のアレルギー疾患対策の推進を図られるようお願いする。また、管内の関係団体、関係機関等に対し、改正内容の周知徹底をお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法第11条第6項の規定に基づき、アレルギー疾患対策基本指針の見直しを行い、その一部を改正する。

第二 改正の内容

アレルギー疾患対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及について、両親学級等の機会を活用し、出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むことを明記する
 - ・ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保について、医療従事者として歯科医師及び管理栄養士を明記するほか、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成等について中心拠点病院及び都道府県拠点病院等の協力のもと推進すること、並びに「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく体制整備を行うことを明記する
 - ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究について、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、患者の視点に立った研究を推進することを明記する
 - ・ 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進について、地方公共団体が、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて実情を把握した上で、施策の策定及び実施に努めることを明記する
- 等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

第三 適用日

告示の日（令和4年3月14日）

以上